

日 教 庶 第 7 1 2 号

令和6年(2024年)2月2日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和5年度第11回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第12号により、下記のとおり令和5年度第11回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和6年(2024年)2月8日(木) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

- 第26号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第27号 教育財産取得の申出について
- 第28号 日野市立学校における学校医等の委嘱について
- 第29号 教育管理職の異動(内申)について
- 第30号 東光寺小学校学校運営協議会委員の解任について
- 第31号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について
- 第32号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

協議事項

- 第7号 校内別室指導教員配置事業について
- 第8号 日野宿本陣上段の間の文化財指定について

請願

- 第5-11号 都教委が管理統制強化謀む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の(主幹教諭ではなく)一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第29号 行政情報の公開請求

議案第26号

教育委員会職員人事の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

省略

議案第27号

教育財産取得の申出について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立仲田小学校において、土地区画整理事業の進捗に伴い運動場面積が減少するため、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の保留地を取得するものです。

仲田小学校校庭用地の取得に伴う申出について

取得理由 現在、日野市が施行中の東町土地区画整理事業の進捗に伴い、同地区内に存する日野市立仲田小学校学校において、減歩により運動場面積が減少する計画となっております。

今後、教育活動等に支障をきたすため、仮換地指定にあわせ日野都市計画事業東町土地区画整理事業保留地の取得について市長へ申出を行い、運動場面積の確保を図るものです。

既存の校庭面積	7, 354 m ²
減少する面積	- 3, 763 m ²
取得済みの面積：保留地(1)－(イ)～(ホ)	1, 870 m ²
今回取得する面積：保留地(2)	1, 713 m ²
土地区画整理事業完了後の校庭面積	7, 174 m ²

取得時期 令和6年6月(予定)

所在地 東町土地区画整理事業 東町 第3街区 第(2)号地

地積 1, 713 m²

取得価格 合計 472, 788, 000円
(令和6年度～令和9年度の4箇年にて支払い)
単価 276, 000円/m²

令和6年度	支出予定額	100,000,000円
令和7年度	支出予定額	100,000,000円
令和8年度	支出予定額	172,788,000円
令和9年度	支出予定額	100,000,000円

相手方 日野市神明一丁目12番地の1
日野都市計画事業東町土地区画整理事業
施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪 冬彦

日野都市計画事業 東町土地区画整理事業
仮換地重ね図

令和 5年 4月 1日 現在

縮尺 (A3 : 1/1000)

・この図面は、仮換地と従前の土地との位置関係を提示したものです。
従前の土地については、現況と図面を調整したものであり、現地勘査とすべて合致するものではありません。



議案第28号

日野市立学校における学校医等の委嘱について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和6年3月31日をもって日野市立学校の学校医等の任期が満了となるため、令和6・7年度の学校医等を委嘱するものです。

1. 令和6・7年度日野市立学校の学校医等委嘱者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第一小学校	内科	高品 尚哉	
	眼科	吉田 顕照	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	木村 篤	
	薬剤師	柴崎 俊明	
豊田小学校	内科	溝部 直樹	
	眼科	津村 豊明	
	耳鼻科	安藤 裕史	
	歯科	三枝 恵理子	
	薬剤師	山口 晶子	
日野第三小学校	内科	三石 達也	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	安藤 裕史	
	歯科	大島 寿夫	
	薬剤師	河西 ゆかり	
日野第四小学校	内科	石田 良一	
	眼科	吉田 顕照	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	富田 雅彦	
	薬剤師	古田 智裕	
日野第五小学校	内科	佐野 はつの	
	眼科	大平 文	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	森田 高広	
	薬剤師	山田 哲道	
日野第六小学校	内科	井上 徹也	
	眼科	仁井 誠治	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	宍戸 明彦	
	薬剤師	栗矢 勝宏	
潤徳小学校	内科	森久保 雅道	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	武内 義晴	
	薬剤師	梶ヶ谷 早織	
平山小学校	内科	志水 達雄	
	眼科	麦倉 好江	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	大西 孝司	
	薬剤師	三根 修	

学校名	科別	氏名	住所
日野第八小学校	内科	西久保 秀紀	
	眼科	羽藤 史子	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	村上 充	
	薬剤師	鬼頭 英恵	
滝合小学校	内科	牛尾 方信	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	清水 誠	
	薬剤師	山崎 茂	
日野第七小学校	内科	大城 清彦	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	土屋 耐子	
	薬剤師	小川 美紀	
南平小学校	内科	福岡 利仁	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	飯島 暁子	
	薬剤師	伊藤 美和	
旭が丘小学校	内科	秋野 実咲	
	眼科	津村 豊明	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	伏木 友佳子	
	薬剤師	栗太 隆	
東光寺小学校	内科	中川 均	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	四宮 博文	
	薬剤師	田中 悦子	
仲田小学校	内科	石川 俊一	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	武井 保夫	
	薬剤師	中野 弘子	
夢が丘小学校	内科	須賀 康正	
	眼科	麦倉 好江	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	高井 洋之	
	薬剤師	三根 文代	
七生緑小学校	内科	鹿志村 紀美枝	
	眼科	羽藤 史子	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	藤本 晋一	
	薬剤師	瀬川 実	

(2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第一中学校	内科	石塚 康人	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	松井 茂樹	
	薬剤師	広島 英明	
日野第二中学校	内科	日名子 尚子	
	眼科	仁井 誠治	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	服部 保宏	
	薬剤師	山田 知潮	
七生中学校	内科	朝比奈 崇介	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	久木元 延宏	
	薬剤師	目黒 明日香	
日野第三中学校	内科	戸塚 輝治	
	眼科	麦倉 好江	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	久富 栄二	
	薬剤師	磯田 麻知子	
日野第四中学校	内科	高垣 信一	
	眼科	津村 豊明	
	耳鼻科	安藤 裕史	
	歯科	関口 祐司	
	薬剤師	松本 貴義	
三沢中学校	内科	中井 久雄	
	眼科	羽藤 史子	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	峯岸 大造	
	薬剤師	馬場 勝吾	
大坂上中学校	内科	高瀬 雅久	
	眼科	仁井 誠治	
	耳鼻科	安藤 裕史	
	歯科	松本 裕介	
	薬剤師	池亀 真嗣	
平山中学校	内科	志水 達雄	
	眼科	吉田 顕照	
	耳鼻科	谷 合 隆	
	歯科	橋本 亘	
	薬剤師	下牧 実穂	

(3) 幼稚園

学校名	科別	氏名	住所
第二幼稚園	内科	溝部 直樹	
	歯科	杉野 伸一郎	
第四幼稚園	内科	戸塚 輝治	
	歯科	前 澤 学	
第七幼稚園	内科	佐野 はつの	
	歯科	黒澤 洋行	

2. 学校医等の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

《日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則》

第2条 学校医等は、非常勤の職員とし、教育委員会が委嘱する。

第3条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第29号

教育管理職の異動（内申）について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

校長及び副校長の異動について、東京都教育委員会に内申するものです。

非公開

非公開

非公開

非公開

議案第30号

東光寺小学校学校運営協議会委員の解任について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第17条の規定に基づき、委員を解任にするものです。

日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏名	住所	解任理由
1	はやし こ 林 まゆ子		辞任申出のため

解任日：令和6年2月29日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第31号

第11期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和6年3月31日をもって第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任期が満了となるため新たに委嘱するものです。

第11期日野市立教育センター運営審議会委員

《日野市立教育センター運営審議会委員 名簿》

番号	氏名	住所	備考	期
1	中澤 正人		明星大学特任教授 (学識経験者)	1
2	吉野 美智子		元人権擁護委員 (学識経験者)	8
3	須崎 奈緒美		社会教育委員 (学識経験者)	1
4			日野市立幼稚園長会 (学校教育関係者)	
5			日野市立小学校長会 (学校教育関係者)	
6			日野市立中学校長会 (学校教育関係者)	
7		(勤) 日野市神明 1-12-1	教育部参事 (教育行政機関関係者)	
8		(勤) 日野市神明 1-12-1	教育部参事 (教育行政機関関係者)	

任期 自 令和6年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

《日野市立教育センター設置条例》

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

議案第32号

第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

第9期日野市郷土資料館協議会委員の任期が令和6年3月3日で終了となり、第10期委員を新たに任命する必要があるため。

第 10 期日野市郷土資料館協議会委員

《任命者名簿》

番号	氏名	住所	専門分野	期
1	平 自由		社会教育の関係者 (考古学・博物館学)	5
2	畠山 豊		社会教育の関係者 (民俗学・博物館学)	5
3	保坂一房		学識経験者 (多摩の地域史研究)	5
4	佐藤福子		学識経験者 (歴史・古文書研究)	4
5	片山 敦		学識経験者 (生物・環境教育)	4
6	柳元太郎		社会教育の関係者 (郷土教育研究)	1
7	斉藤境栄		学校教育の関係者 (東光寺小学校校長)	2
8	川島清美		学校教育の関係者 (日野第三中学校校長)	2
9	河合今日子		公募市民	2
10	藤森寛行		公募市民	2

任期 自 令和 6 年 3 月 4 日
至 令和 8 年 3 月 3 日

《関係法令》

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

日野市郷土資料館条例

（資料館協議会）

第 8 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、日野市郷土資料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の任命及び定数）

第 9 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10 人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8 人以内

(2) 公募による市民 2 人以内

（委員の任期）

第 10 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

協議事項第7号

校内別室指導教員配置事業について

このことについて、協議願います。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

校内別室指導教員配置事業について

1. 事業経過

東京都教育委員会から、5 教指企第 838 号(令和5年 11 月 9 日通知)により、「教員を配置する校内別室学級設置要綱(案)」及び別添「校内別室指導教員配置事業実施要項(案)」に基づき、標記事業の実施がされた。

日野市に於いても、本事業の実施を希望するため、申請書等を提出したところ、令和5年 12 月 27 日に内定の打診を受けましたので、令和6年度から本事業が展開できるよう準備に向け調整をしている。

2. 事業概要・趣旨

日野市小・中学校における不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑・多様化している。「教育機会確保法」の趣旨等を踏まえ、学びの継続や社会的自立に向け、一人一人の状況に応じて適切に支援していくことが重要である。都教育委員会は、都内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程において、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」(昭和 45 年教育委員会告示第 13 号)により、区市町村教育委員会が設置するチャレンジクラス(東京型不登校特例校(校内分教室))に教員を配置するとともに、教室整備に係る費用を補助することになった。

3. 目的

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うことを目的とする。

4. 事業期間

令和6年4月1日から令和8年3月 31 日までの2年間

5. 対象校

日野市立三沢中学校

6. 申請の要件

- (1) 原則として、令和5年 10 月末日時点で、令和5年度に 30 日以上欠席している不登校者数が 10 人以上の都内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
- (2) 普通教室及び特定の教科の指導を行う特別教室以外に、3学級分の別室を設置するなどして、不登校生徒の実態に応じた学習指導及び相談対応ができる都内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程

7. その他

本事業を推進するにあたって、別紙「チャレンジクラス入退級審査会設置要綱(案)」を定める

○チャレンジクラス入退級審査会設置要綱（案）

令和6年3月1日制定

（設置）

第1条 日野市教育委員会（以下「教育委員会」）は、チャレンジクラスにおいて、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援をすることを目的とし、チャレンジクラス入退級審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議し、その結果及び教育支援内容を教育委員会に報告する。

- (1) チャレンジクラスへの入級又は退級に関すること。
- (2) 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、チャレンジクラスにおける適切な教育支援に関すること。
- (3) 日野市立小中学校その他関係機関における不登校に関する適切な支援及び啓発活動に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織し、教育長が委嘱する。

- (1) チャレンジクラス設置校校長
 - (2) 日野市立教育センター長
 - (3) チャレンジクラス担任
 - (4) 在籍する学校の校長
 - (5) 統括指導主事
 - (6) その他教育長が必要と認めた者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育長は新たな委員を委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はチャレンジクラス設置校校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 緊急を要する場合は、委員長の責任において会務を遂行し、委員長が後日委員会に報告することによって、委員会の開催に代えることができる。
- 3 委員長は、委員会を招集する場合においては、会議の日時、場所、審議事項及びその他必要な事項を定め、審議事項に応じて委員会に出席すべき委員を第3条の規定により委嘱された委員の中から選定し、これらを当該委員に通知する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(入級申請)

第8条 チャレンジクラスに入級を希望する保護者は、チャレンジクラス入級申請書(第1号様式)を在籍校を経由して、教育委員会に提出する。

(入級の決定)

第9条 第8条の規定による入級申請があった場合は、委員会を開催して入級の必要性を審査する。教育委員会は、その審査結果に基づき入級を必要と認めるときは、入級を決定しチャレンジクラス入級許可(不許可)決定通知書(第2号様式)により保護者に通知する。

(退級申請)

第10条 チャレンジクラスからの退級を希望する保護者は、チャレンジクラス退級届(第3号様式)を設置校を経由して、教育委員会に提出する。

(退級の決定)

第11条 第10条の規定による退級届の提出があった場合は、委員会を開催して退級の必要性を審査する。教育委員会は、その審査結果に基づき学級に在籍することが必要でない認めるときは、退級を決定しチャレンジクラス退級決定通知書(第4号様式)により保護者に通知する。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第 12 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第 13 条 委員会に関する庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

協議事項第8号

日野宿本陣上段の間の文化財指定について

このことについて、協議願います。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

日教ふ第 号
令和 年 月 日

日野市文化財保護審議会
会長 山口 英男 様

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

日野市指定文化財について（諮問）

日野市文化財保護条例第 39 条第 1 号に基づき、下記について、市指定有形文化財（建造物）の指定について、諮問いたします。

記

1. 市指定有形文化財（建造物）候補 日野宿本陣上段の間および御前の間

2. 答申期限 令和 6 年 3 月 8 日

日野市文化財保護条例（抄）

（審議会への諮問）

第 39 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

日野市文化財指定理由書（案）

- 1 名称 日野宿本陣上段の間および御前の間
- 2 指定種別 日野市指定有形文化財(建造物)
- 3 所在地 東京都日野市 [REDACTED]
- 4 所有者 [REDACTED]
- 5 内容 日野宿名主佐藤彦五郎の旧宅である日野宿本陣の上座敷を曳家したもので、日野宿本陣で最も格式が高い「上段の間」と、その次の間である「御前の間」から成り、この二間の外周 2 辺には広縁がまわり、ほかに便所が伴う。
- 6 年代 文久 3 年(1863 年)上棟。明治 26 年(1893 年)現在地に移築
- 7 製作者 施主 拾三代目佐藤彦五郎藤原俊正、拾四代目佐藤源之助藤原俊廣
大工 棟梁鈴木亀吉大炊種次、ほか 3 名
- 8 現状および保存状態 [REDACTED]敷地のほぼ中央に建ち、現在の主屋と廊下で繋がれている。
保存状況は全般に良好だが、建物西側部分では劣化が進み、雨漏りが発生したほか、腐食のため便所の床が落ち、外壁が外れるなどしている。なお、現在も [REDACTED]住宅として使用されており、一般公開はされていない。
- 9 指定理由
日野宿本陣は、嘉永 2 年(1849 年)の大火による本陣の焼失後、当主の佐藤彦五郎（日野本郷名主・日野宿問屋役兼帯）が屋敷兼本陣として再建したもので、文久 3 年(1863 年)に上棟、元治元年(1864 年)に竣工し、明治 14 年(1881 年)には、明治天皇行幸の際の小休所としても使用された。
上段の間と御前の間は、日野宿本陣の最上位の座敷であったが、口伝によれば、明治 26

年(1893年)の大火で佐藤彦五郎四男彦吉の養子先[REDACTED]の主屋が焼失したため、曳家して同家に移築したとされる。また、明治天皇の小休所となった栄誉を兄弟で分かち合うための移築だったとも伝えられる。

南側の上段の間は12.5畳で、床の間、脇床(違い棚)、付書院が伴う。北側の御前の間は10畳で押入れが付く。二間とも広縁との間に地長押をまわして床を一段(22.5cm)高くしているほか、戸袋や付書院には鶴の意匠の彫刻が施されるなど、格式を表している。

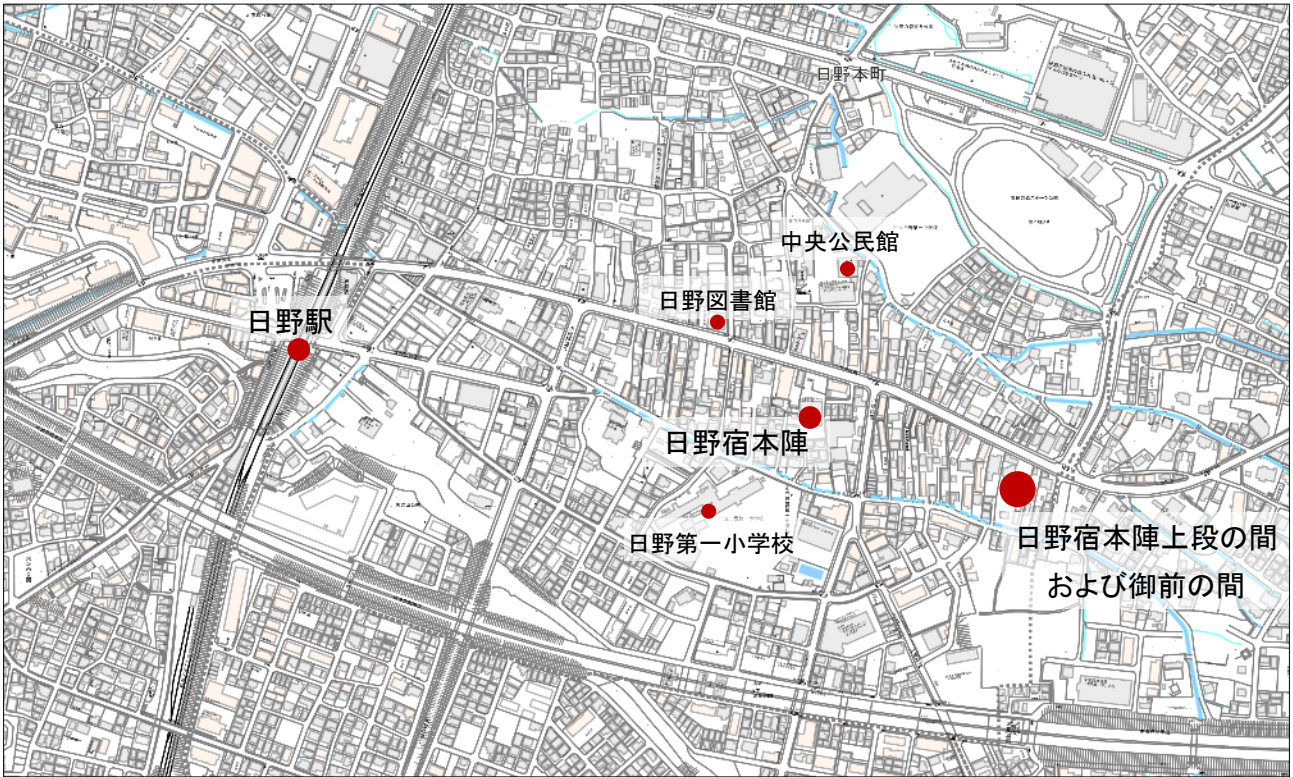
上段の間と御前の間は、日野宿本陣の最上位の格式を持つ部屋であり、本陣としての機能の中核を成すものであることから、日野宿の歴史・文化のみならず、宿駅制度を理解するうえで、日野宿本陣と共に欠くことのできない遺構である。

10 参考文献

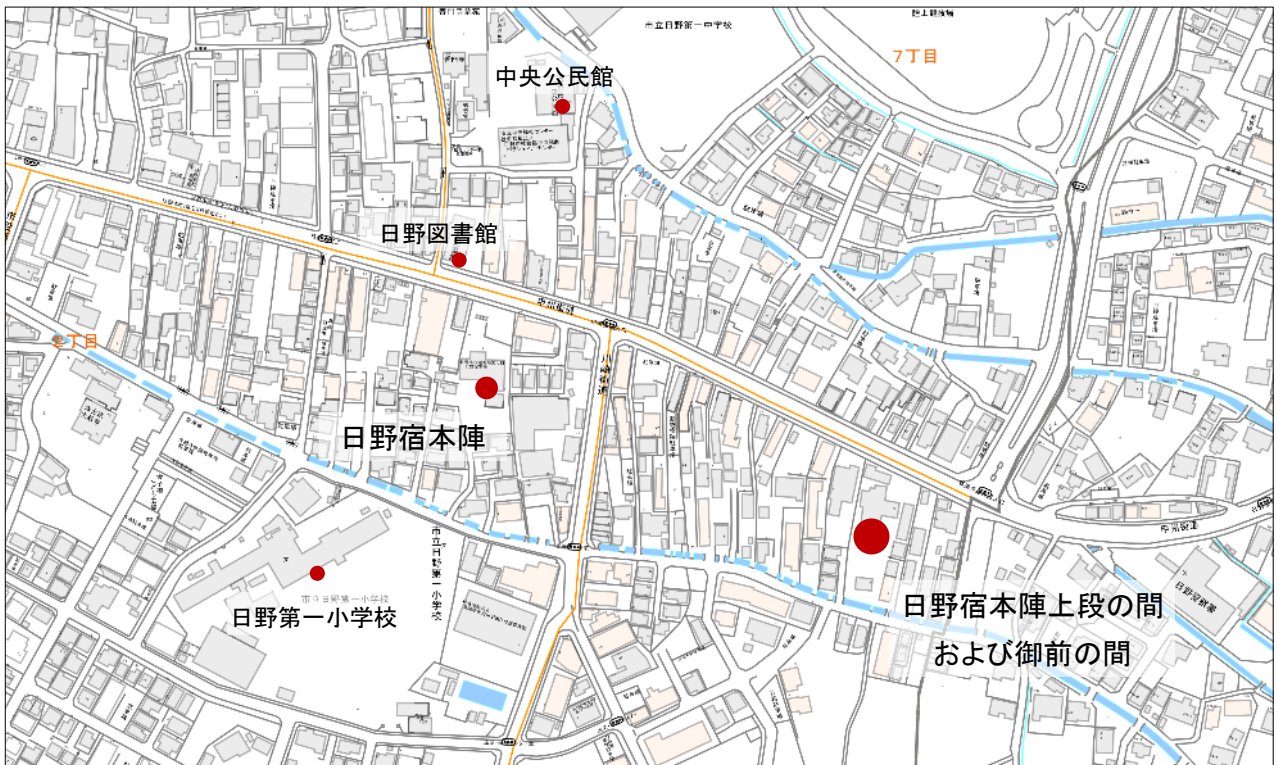
- ・日野市教育委員会 2004年 『日野市指定有形文化財日野宿本陣 一宮崎家住宅(佐藤彦五郎旧宅)一 文化財調査報告書』
- ・日野市教育委員会 2004年 『図録日野宿本陣一佐藤彦五郎と新選組一』日野宿叢書第2冊
- ・文部省 1936年 『史跡調査報告第九輯 明治天皇聖蹟』

以上

日野宿本陣上段の間および御前の間 案内図



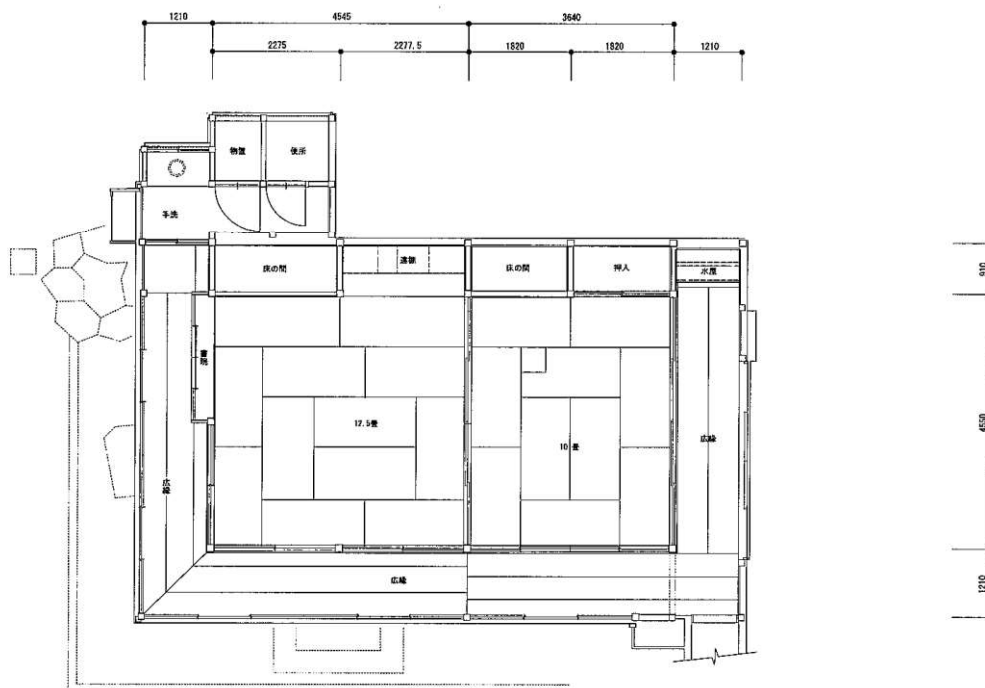
(上図の拡大図)



上段の間・御前の間



- ①上段の間
- ②母屋
- ③蔵（旧日野銀行）
- ④蔵（千俵蔵）
- ⑤花豆



上段の間・御前の間 現況図



外 観



上段の間 床の間部分

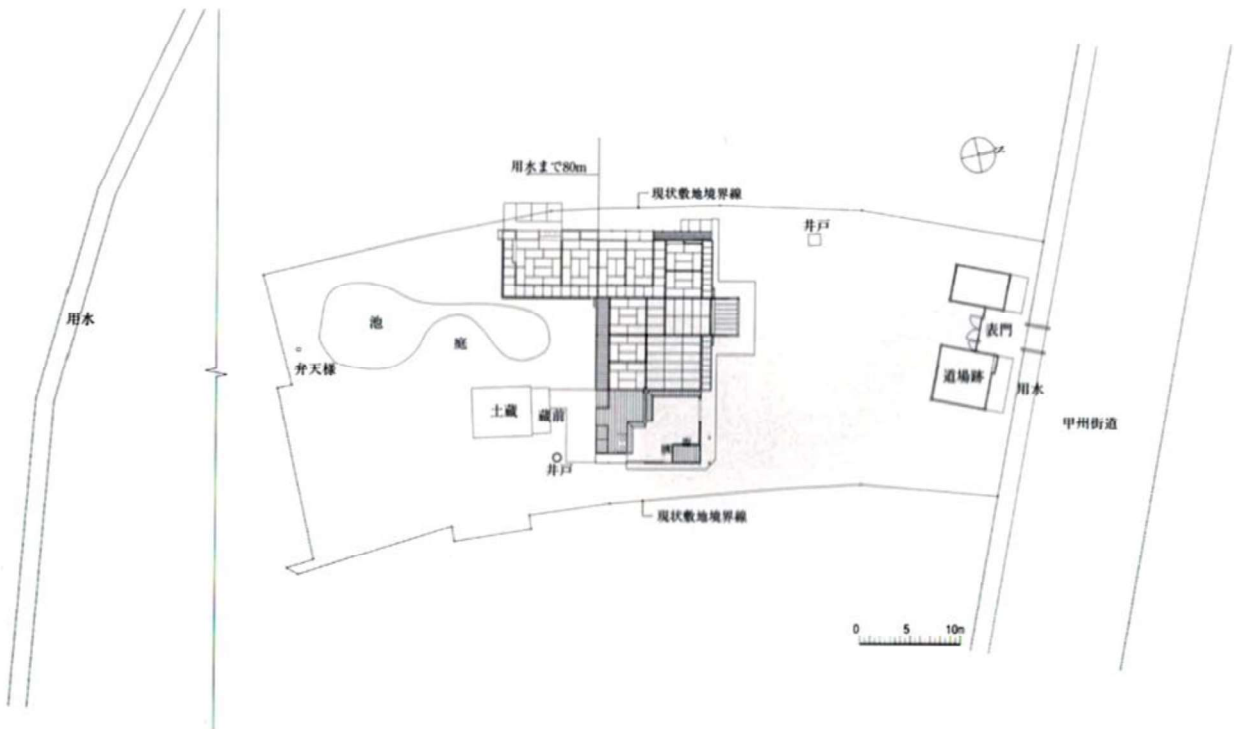


御前の間から上段の間

日野宿本陣 復原図



復原平面図

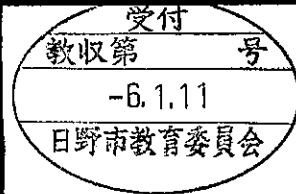


復原配置図

請願審査

請 願 番 号	請願第5-11号
受 付 年 月 日	令和6年1月11日
件 名	都教委が管理統制強化謀む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の（主幹教諭ではなく）一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願
請願者住所氏名	

都教委が管理統制強化謀む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の(主幹教諭ではなく)一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願



1 今回の請願の背景と、請願内容を伝えて頂きたい相手等

東京都教育委員会は2023年11月24日の定例会で、「議決した”宣言”文の実現に向けて、これまでの働き方改革に関する取組を着実に進めるとともに、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速していく、実行プログラム」の『中間まとめ』(以下『都実行プ』と略記。都教委HPに掲載)を報告し、12月23日までパブリックコメントを行った。

『都実行プ』は、『マスコミ市民』2024年1月号(実物はPDFで、後掲の都立高校”宿泊防災訓練”の実態を暴き出した『週刊金曜日』2015年3月6日号等と共に、後日送信する。電子版は誰でも無料で見られる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2023/12/21がカラー写真付きで掲載しているので、堀川拓郎さんと教育委員の皆さんは是非ネットでご覧下さい)が、

——都教委が管理統制強化孕む学校働き方改革実行プログラム案を公表～「教員の誇りとやりがい」謳うも、管理職と主幹教諭の仕事量・カネ両面の優遇に偏重——

というタイトルで報じる通り、“働き方改革”に名を借り、副校長・主幹教諭には四重の“恩恵”を与える一方、一般教諭の基礎定数・加配定数増を怠った上に、一層上意下達・管理統制強化の学校にしていく(被害は一般教諭だけでなく、児童生徒・保護者にも及ぶ)と

いう、ニセ改革である。

貴教委から後掲の「2 請願事項」の各項の内容で、都教委に対し(文科省・安井順一郎財務課長にも情報提供として)「都教委学校働き方改革実行プログラム案を抜本的に大幅修正するべき」と、意見書を出して頂くと共に、市立小中の校長を含む全教職員にもお伝え頂きたい。できれば堀川拓郎さんや長崎将幸さんから、教育長会や指導室課長会議でもご発言頂きたい。

2 請願事項

(以下7項、堀川拓郎さん・高木健夫さん・真野広さん・正留久巳さん・岩下優美子さんは定例会で今度こそ「理由が分からない」なんて言わず、具体的、かつ明瞭に意見を述べた上で、採択して下さい)

2-1 本会は2023年9月15日に、「教員の定数増(基礎・加配とも)」は推進、「副校長・教頭マネジメント支援員配置、教員業務支援員配置、管理職手当・主任手当増額」は反対——等を中心に、意見書を文科省・都教委に出して頂きたい旨、請願した。

その際、8月28日の文部科学省・中央教育審議会“質の高い教師の確保特別部会”で、部会長の貞広齋子(いつこ)千葉大教授が永岡桂子文部科学大臣(当時)に手渡した“学校働き方改革”等の『提言』(以下『文科提言』と略記)に対し、

——文科省や都教委が学校現場に下ろしてくる調査もの(当然ながら集計や詳細な報告義務に労力・時間を要する)は、いじめや体罰、性被害問題等、児童生徒のためになる調査は必要だしむしろ充実させるべき、しかし、(1)卒業・入学式等の“君が代実施率・実施状況”調査、(2)自民党・下村博文氏の文科相当時の3回にも及ぶ、文科省発行道徳副読本(“国を愛する態度”も盛る)の配布・活用調査、(3)自民党・義家弘介氏の国会質問に起因する「職員会議での議決方法の点検・調査等、政治色・国家主義色の濃い”調査”は、教職員を多忙化させる上に、権力側が教育内容に介入したり教育の国家統制に直結したりする目的だから、全廃するべきだ。——

と、明確に指摘した。

まず調査ものには、この前半の下線部のとても有益・必要な調査ものと、後半の下線部の超有害・不必要な調査ものと、両方がある——と、仕分けを明確化し、都教委と市立小中の校長を含む全教職員とお伝え頂きたい。

2-2 『都実行プ』15頁は、「都教委は平成

政治マター

31年に調査ルールを策定し、調査の縮減に取り組んできたが、令和4年度に実施した都立学校教員勤務実態調査では、調査への回答等に負担感を感じている教員は約8割にのぼる」と、一般論としては、調査ものが多忙化の原因であることは認めている（『文科提言』も同）。

しかしこの記述では極めて不十分。“君が代”等、政治色・国家主義色の濃い”調査”や、後掲の「×印」に3件示す都教委の特異な政策等の押し付けこそが、「教員一人一人が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境」（『都実行プ』3頁・6頁にある文言）を大きく損ね有害なのだ——と、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい。

× 前記・超有害・不必要な調査が“上”から下りてくるプレッシャーにより、校長らが「卒業式前日等の予行演習や音楽の授業での“君が代”起立・斉唱の“練習”徹底。→『都実行プ』は9頁で「学校行事の準備・運営は、教員の業務だが、負担軽減が可能な業務だ」と分類した19年の中教審答申を載せている。卒業式等は“君が代”一切なしにし（国旗は校旗と共に式場内三脚掲揚だけにし）、国家主義・天皇賛美の歌のムダ・有害な時間を、間もなく主権者となる児童生徒一人一人が思い出や将来の夢・決意等を語ったりスライド上映したりする時間に回す方が、大多数の児童生徒や保護者、教職員にとっては嬉しいはずだ。

× 都教委高校教育指導課・江本敏男課長（当時。数学教員出身の現在63歳で、江北高校の再任用校長だが、40歳頃の時、現在73歳のタカ派・“君が代”強制のM学校指導課長の下で、国立市の指導主事をやっていた人物！）らが防災教育推進の都立高校からピックアップする等し、都教委主導・全額税金支出で13年7月26日～28日に田無工業高ラグビー部等の男子生徒34人を陸上自衛隊朝霞駐屯地に、14年11月26～28日には“学校行事”と称し大島高校2年生全員を対象に（2年生全35人中19人が拒否し、図書室で課題学習。⇒「学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として行われる活動である」旨、規定した学習指導要領・特別活動編違反である！）同武山駐屯地に、“宿泊防災訓練”だと称し引率し、自衛隊東京地方協力本部の瀧澤健二3等陸佐（当時）が「気を付けー。回れー右！ 前へ、進め！」等号令をかけ行進訓練させたり、「自動小銃を手に、鉄帽・迷彩戦闘服で突撃してくる自衛隊員らの写真」を生徒に7枚も見せ、“国防の任務、抑止力”、即

ち“防災”と無関係・違憲の軍事力に言及。→詳細は月刊『マスコミ市民』14年4月・9月号、『週刊金曜日』15年3月6日号。

× 都教委高校教育指導課・佐藤聖一課長（当時。現八王子東高校校長）らが19年11月9日、東京国際フォーラムで開催した「第2回都立高校生等ボランティア・サミット」等で飾るため、全日制の都立高全178校に東京五輪大会の参加国・地域を割当てし、「国旗を配色した千羽鶴を製作」せよと強制した。折り鶴計500羽を折るだけに留まらず、それらにビーズに通した糸を針で通しつなぎ合わせる作業ゆえ、サミットに生徒を引率した教員の5～6人もがアンケート（都民が開示請求で入手）に、「働き方改革が問われている現在、千羽鶴は現場に多大な負担だ。常軌を逸している。お金と時間の無駄遣いである本イベントは、廃止すべき」等、反対意見を明記している。→詳細は月刊『紙の爆弾』20年10月号。

2-3 以下の①～④の全てを廃止・白紙撤回した上で、対案として国レベルで正規の教員（主幹教諭ではなく、一般教諭）の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう求める。——と、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい。

副校長・主幹教諭について、『文科提言』は①教員業務支援員の全小・中学校配置、②副校長・教頭マネジメント支援員（副校長の退職者等を期限付きの会計年度任用職員で採用）を新規で2350人配置、③管理職手当を月に約5千円～1万円増額、主任手当は勤務日一日ごとに200円から400円に倍増——を主張している。副校長や主幹教諭の給料表は一般教諭より高額なのに、更なる「手当大幅増」は優遇しすぎだ。

一方、『都実行プ』は4頁・10頁・21頁で、①を“スクール・サポート・スタッフ”と名付け、「全小・中学校に各1名配置できる規模の予算を確保しており、9割超の小・中学校に配置している。平成30年度400人→令和5年度1971人」と記述。だが教員免許状を持たないため、仕事内容は「学習プリント印刷など教員の授業準備をサポート」と、単純作業だとしている。しかし近年、ICT推進で一般教諭は印刷物が大幅減（「2-7」も参照下さい）ゆえ、教員の多忙解消にはほとんど役立たず、実際は（副）校長・教頭の雑用係だ、と言えよう。

『都実行プ』は4頁・10頁・21頁・22頁で、②を“副校長補佐。学校マネジメント強化事業の実施”と名付け、「配置規模は令和元年度134校→令和5年度1028校。行政機関からの調査対応や教職員の服務管理、来客対応等の業務を実施しており、約千校に配置している」と主張。都教委のこの主張からは、「副校長補佐を付けてやったのだから、前記(1)～(3)のような政治色の濃い調査であっても、文句を言わず回答しろ」という“論理構成”になりかねない。

また、『都実行プ』7頁・17頁は③について、23年6月の政府の“骨太方針”の「職務の負荷に応じたメリハリのある給与体系の改善」なる美辞麗句を引用、“処遇改善”と称し、「管理職手当や主任手当の支給額の見直し、新たな手当の創設(略)等に関する国の検討状況を踏まえ、対応を検討」と主張。「文科省・都教委に従順な出世コース」と一般教諭との、カネでの格差拡大を謀む。

④“出世コース”には更なる“恩恵”も。『都実行プ』15頁は「(前記都教委の)都立学校教員勤務実態調査で、副校長はもとより、主幹教諭等についても校務分掌等の学校経営に関わる業務に多くの時間を要しており、その負担軽減・業務の効率化が求められる」と主張。①～③で優遇を受ける副校長・主幹教諭の仕事内容を、①②の人たち以外に割り振るとしたら、背負わされるのは一般教諭になってしまうのではないか。

2-4 『都実行プ』15頁が「副校長等の業務の権限移譲等について検討」と主張する「権限移譲」先が、もし主幹教諭(都教委が導入時から「監督層だが管理職ではない」としてきた)だとしたら、主幹教諭が“管理職化”し、ピラミッド型の学校作りを加速させるので、危険だ。——と、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい。

2-5 以上の“働き方改革”に名を借り、副校長・主幹教諭には四重の“恩恵”を与える一方、一般教諭の基礎定数・加配定数増を怠った上に、一層上意下達・管理統制強化の学校にしていく(被害者は一般教諭だけでなく、児童生徒・保護者にも)という都教委のやり方では、『都実行プ』18頁が「東京都公立学校教員の新規採用者の離職率は約4%。また毎年1%程度の教職員が精神疾患により休職している」と嘆く状況は、改善できない。いや、それどころか、もっと悪化するだろう。

『都実行プ』のニセ改革は白紙撤回した上

で、繰り返しになりますが、国レベルで正規の教員(主幹教諭ではなく、一般教諭)の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう求める。——と、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい。

2-6 『都実行プ』18頁の前記「新規採用教員の離職率約4%」等を嘆いている下りは、「教員同士のコミュニケーションを円滑化(略)すること(略)が求められている。(前記都教委の)教員勤務実態調査では、4割超の教員が同僚や先輩に気軽に相談しづらいと答えている」と、教員同士の同僚性の欠如を指摘している。

しかし「管理職→主幹教諭(監督層)→主任教諭→一般教諭」という職階制の徹底により、同僚性を奪いパワハラも起こる事態を生み出した元凶は、都教委だ。

そこで、

——職階制を廃止し、(文科省や都教委の言いなりではなく)児童生徒・保護者の意見を尊重しながら、職員会議の議決により学校運営を決めていく同僚性を復活させ、パワハラのない職場環境を。それが児童生徒のWell-beingに直結するんだよ。——と、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい。

2-7 「2-3」「2-5」で、国レベルで正規の教員(主幹教諭ではなく、一般教諭)の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう求める。——と、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい旨、要望した。その財源捻出のためにも、『都実行プ』は4頁・10頁・21頁にある、以下の通りDXが進む中、“スクール・サポート・スタッフ”が不必要な事実も、都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝え頂きたい。

↓
『都実行プ』は16頁で「Teams等を活用し、教員間の資料共有や児童・生徒への配布物の電子配信を推進。保護者コミュニケーションシステムを段階的に導入し、児童・生徒の欠席情報登録や保護者へのお便り配信の電子化を推進。ペーパーレス化等を推進」と繰り返している。因みに23年11月15日の中教審“特別部会”では、“印刷”を「教員業務支援員の仕事」の前面に出してきた文科省財務課提出資料に対し、戸ヶ崎勤・戸田市教育長が「DXが進む中、いかがなものか」と苦言を呈していた。

2-8 スクールロケ-問題も言及し、

3頁(了)

報告事項第29号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年2月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	12月14日	1月11日	<p>1. 10月の日野市学校基本構想検討委の配布資料のうち、HPに掲載していない文書</p> <p>2. 2022年5月20日～2023年12月14日までの日野市立小中学校の道徳授業地区公開講座の指導案のうち、詳細な細案（ない場合は保護者等に渡す略案）及びワークシート</p>	<p>全部公開及び 部分公開及び 不存在</p>